

第 1 8 回 農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 2 月 2 5 日開会

中標津町農業委員会

令和6年12月25日、第18回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小沼大
2番	西塚知也
3番	纓坂直俊
4番	福嶋寿顕
5番	山下幸枝
6番	助口明
7番	遠藤昭男
8番	船越信雄
9番	二瓶裕貴
10番	横田千秋
11番	長谷川孝二
12番	田中洋希
13番	竹村聡
15番	後藤田宏幸
16番	中村正生
17番	笠原康博
18番	本田信幸

本日欠席した委員

14番	瀧本和男
-----	------

附議した案件

- (イ) 議案第88号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第89号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第91号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第92号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第19号 農地法第4条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局 長	杉山 隆
農地係 長	吉田 佳弘
庶務係 長	葛西 利光
係	齋藤 光代

(開 会 13時30分)

議 長

定刻になりました。

ただいまの出席委員は、17名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第18回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

それでは会議に入る前に、最後の総会ですので一言ご挨拶申し上げます。今年1年皆さん、農業委員会活動ご苦労様でした。今年はそれほど大きなコロナのような大きなことがございませんでしたので、以前よりは少しずつ研修も回復してきまして、勉強するこもといっぱいありますので、それぞれが研修して得たものもあったんじゃないかと思います。10月に厚真の方にも研修に行きましたけども、災害にあったっていうことを皆さん同じようにブラックアウトを経験されて、大変な思いをしたことを、すごい土砂崩れで大変な思いをしたところを見てきたんですけども、私達の地域も80%の確率で大きな地震が来るだろうというふうに言われてますので、その時に私達がやってるのは行政ですから、隆起とかあって農地がどういうふうになるかってことも想定されることも出てきますので、そういう面では行政全体で検討することですけども、そこそういうところの考えることも必要だと思いますので、折に触れて何か話題提供をしていただければいいのかなと思いますので皆さんの方からもどんどん声かけていただければ、勉強会できると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。あと中間管理事業について、来年4月から正式に本格的に始まることになってます。受け手出し手、出し手の方が2%、受け手の方が1%いろいろな形で決まってきてますので、それに沿って動いていきますけども、私個人としては国の先生方に対しても、道庁に対しても、道義の先生に対しても不満ですとはっきりと言ってきたんですけども、憤りしかないんですが、中間管理事業が国の決めた中身として、取り手のいなかった土地を全部一括して引き受けますとなればそれはそれで、残った皆さんが負担かかって地域全体の農地も守れますので、それは致し方ないっていう感じになるんですけども、決まってないものは引き受けないっていう状態でずっといきますので、もうやっぱり不満しか残らないっていうことで、農業委員としては決まったことで粛々とやってくんですけども、その辺は皆さんの意見を聞きながら、声を大にして、嫌だということは伝えていきたいなというふうに思っているんですよね。あと来年度大きなことはないことを願いますけどもやはり、離農される方、休農される方の話もやっぱり聞きますので、これからどんどん各委員さんが地元で苦労されると思いますけれども、その辺は各班も含めて、農地委員会も含めて皆さんで協議しながら意見を吸い上げながら、いい方向にできるように協調していければと思いますので、まだまだ大変なことが増えるかもしれませんけども、是非事務局と一緒に手を携えて進んでいっ

ていただければと思いますので、その点はどうぞよろしくお願いいたします。
では最後に今年1年も変わりますけれども、来年皆さんにとって、素晴らしい年になりますように、皆さんの家族共々健康で過ごせますことを祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞお願いします。

それでは2ページ、日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

8番、船越 信雄 委員。

9番、二瓶 裕貴 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長

11月22日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、11月25日、北海道農業会議、第8回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席しております。次に、11月27日、全国農業者年金連絡協議会と全国農業会議所の共催により、令和6年度農業者年金加入推進セミナーが、東京都・銀座ブロッサムを会場に開催され、「農業者年金制度と加入推進」と「年金財政検証を踏まえて」についての講演のほか、大分県豊後大野市農業委員会による、加入推進に関する活動事例報告があり、最後に申し合わせ決議が採択され閉会となりました。翌11月28日には、全国農業会議所主催により、令和6年度全国農業委員会会長代表者集会在、文京区の文京シビックホールにて開催され、全国から関係者約1400人が結集し、新たな食料・農業・農村基本法計画と令和7年度農業関係予算をはじめ、地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動など3つの議案が決議され、その後、山形県寒河江市農業委員会による「地域計画の策定と今後の取組みについて」としての活動報告がありました。また、要請活動としまして、内閣府合同庁舎8号館にて伊東良孝衆議院議員と、衆議院議員会館において、鈴木貴子衆議院議員、篠田奈保子衆議院議員、参議院議員会館においては、鈴木宗男参議院議員に対し、地域の実態に即した施策の実現にむけた要請を、根室地方農業委員会連合会と釧路地方農業委員会連合会の合同で行なっていました。なお、両日も会長・事務局長が出席しております。次に、12月17日北海道農業会議主催により、令和6年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会が、札幌市・北海道第2水産ビルを会場に開催され、山下委員と事務局職員1名が出席しております。次に、12月18日、同会場におきまして、北海道農業会議主催により令和6年度市町村農業委員会活動強化研修会が開催され、会長を含む7名の農業委員と事務局職員2名が出席しております。国農業会議所、農政部長による「食料・農業・農村基本計画の策定状況と農業委員会をめぐる情勢」の説明。又、知内町農業委員会から「タブレット端末を用いた意向調査・総会の取り組み」富良野市農業委員会から「女性農業委員登用までの取り組み」、鹿追町農業委員会から「新任女性農業委員の提案による

農業委員会だよりの作成・発行」として事例報告がありました。翌19日、北海道庁におきまして、今後の地域農業につきまして北海道農政部の職員と意見交換を行いました。会長を含む5名の農業委員と事務局職員1名が出席しております。また、午後より北海道第2水産ビルを会場に、北海道農業会議主催によります、令和6年度全道農業者年金研究会が開催され、会長を含む5名の農業委員と事務局職員2名、また、中標津町農業者年金協議会代議員1名が出席しております。つぎに、12月20日北海道農業会議第9回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第88号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案88号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)(2)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積34,888㎡、他1筆、計73,865㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和2年6月1日から令和7年5月31日まで。5、合意解約成立の日、令和6年11月8日。6、解約の理由、合意解約。
この案件につきましては、議案第91号(5)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、借主に所有権移転するため、期間内解約するものです。3ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積49,892㎡、他2筆、計105,396㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和3年5月27日から令和5年5月31日まで。5、合意解約成立の日、令和6年11月15日。6、解約の理由、合意解約。この案件につきましては、賃貸借を継続している農地について、貸主が自ら耕作するため、合意解約するものです。以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程4、議案第89号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第89号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。5ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
名古屋市北区〇〇丁目〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積16,665㎡、利用状況、山林原野、他2筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は6ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地及び白地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年10月28日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程5、議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1) について説明いたします。8ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線西〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 30,047 m²内 25,528 m²、利用目的、牧草畑、他 36 筆、計 618,000 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、移転の方法。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年1月1日から令和9年12月31日まで。6、価格。年 2,472,000 円。7、資金調達の方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、9 人、農従者、9 人、経営地、計 94,714 m²、家畜、牛 0 頭。9、見取図については、11、12 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、〇〇氏の申し出により、所有農地を近隣農地所有適格法人に相対で賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第90号(2)から(6)について説明いたします。
13 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 7,702 m²、利用目的、牧草畑、他 20 筆、計 334,206 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和7年1月1日から令和16年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、5 人、農従者、5 人、経営地、計 1,525,338 m²、家畜、牛 497 頭。7、見取図については、15 ページのとおりとなっております。なお、(3)につきましても貸主が同一でありますので、借主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。16 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 54,578 m²、利用目的、牧草畑、他 28 筆、計 782,433 m²。3、許可を受けようとする事由。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 15,132 m²、利用目的、牧草畑、他 14 筆、計 506,707 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和 7 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、3 人、農従者、3 人、経営地、計 506,707 m²、家畜、牛 75 頭。7、見取図については、28 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に使用貸借している農地について、再度使用貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので（2）から（6）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。（7）（8）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり）長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第 90 号（7）（8）について説明いたします。29 ページをお開きください。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,601 m²、利用目的、牧草畑、他 23 筆、計 452,550 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和 7 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、4 人、経営地、計 787,457 m²、家畜、牛 231 頭。7、見取図については、31 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和 6 年 11 月 15 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。32 ページをお開きください。

（8）1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 19,010 m²、

利用目的、牧草畑、他 25 筆、計 729,585 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和 7 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、4 人、経営地、計 1,576,686 m²、家畜、牛 260 頭。7、見取図については、34 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に使用貸借している農地について、再度使用貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程 6、報告第 19 号「農地法第 4 条許可書の交付について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 19 号「農地法第 4 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。先に開催した総会において承認されました、農地法第 4 条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。64 ページをお開きください。

許可日。令和 6 年 11 月 22 日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 36,496 m²内 2,999 m²。3、許可期間。令和 6 年 11 月 22 日から永年となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。日程 7、議案第 91 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第 91 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について、説明いたします。36 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 78,289 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年1月1日から令和11年12月31日まで。6、価格。年 228,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計 930,267 m²、家畜、牛 295 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 37 ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)から(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第91号(2)から(4)について、説明いたします。38ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市豊平区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 87,753 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,752,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、3,700,000 円、自己資金 52,000 円。7、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、経営地、計 667,088 m²、家畜、牛 58 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、39 ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借していた農地を所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。40ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇〇〇〇号、大木 敏道〇〇 〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 52,137 m²。

利用目的、牧草畑、他 3 筆、計 143,816 m²。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,705,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金、6,705,000 円、自己資金 5,000 円。7、当事者の経営状況。世帯員、5 人、農従者、3 人、経営地、計 506,707 m²、家畜、牛 75 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、41 ページのとおりです。なお、(4) につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省し、一括してご説明いたします。42 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町○○○○○○番地○○、○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。○○○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積 21,195 m²。利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 70,783 m²。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,345,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金、4,340,000 円、自己資金 5,000 円。7、当事者の経営状況。世帯員、5 人、農従者、5 人、経営地、計 515,736.37 m²、家畜、牛 64 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、43 ページのとおりです。この 2 件につきましては、○○氏の所有農地を近隣農家に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) から (4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5) から (14) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第 91 号 (5) から (14) について、説明いたします。44 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

譲受人、中標津町字○○○○番地、(有)○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番、公簿、畑、現況、畑、面積 34,888 m²、他 1 筆、計 73,865 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸していた農地を借主へ譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,613,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金、5,610,000 円、自己資金 3,000 円。7、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 1,835,479 m²、家畜、牛 333 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進

事業。9、見取図は、46 ページのとおりです。なお、(6)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省し、一括してご説明いたします。45 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 20,532 m²。利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 62,361 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸していた農地を借主へ譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,676,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金、4,670,000 円、自己資金 6,000 円。7、当事者の経営状況。世帯員、5 人、農従者、3 人、経営地、計 1,013,330 m²、家畜、牛 272 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、46 ページのとおりです。この 2 件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を農地所有適格法人、及び近隣農家に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。47 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 17,469 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,187,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、4 人、経営地、計 761,830 m²、家畜、牛 216 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、48 ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣農家に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。49 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 4,721 m²。利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 23,841 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,489,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。構成員、3 人、農従者、3 人、経営地、計 880,451 m²、家畜、牛 185 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、51 ページのと

おりです。なお、(9)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省し、一括してご説明いたします。50ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積2,417㎡。利用目的、牧草畑、他9筆、計128,808㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、8,501,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計761,830㎡、家畜、牛185頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、51ページのとおりです。この2件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を農地所有適格法人、及び近隣農家に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。52ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,975㎡、利用目的、牧草畑、他9筆、計272,767㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地売買等事業により農地を売り渡すもの。譲受人、農地売買等事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。21,082,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況。(公財)北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、53ページのとおりです。本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地売買等事業により所有農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。54ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番17、公簿、畑、現況、畑、面積53,000㎡、他3筆、計112,043㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、8,178,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、8,170,000円、自己資金8,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計1,016,850.08㎡、家畜、牛

135 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、58 ページのとおりです。なお、(12) から (14) につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。55 ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 7,254 m²。利用目的、牧草畑、他 5 筆、計 60,948 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,003,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、4,000,000 円、自己資金 3,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、2 人、農従者、3 人、経営地、計 778,980 m²、家畜、牛 127 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、58 ページのとおりです。56 ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 30,000 m²。利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 153,919 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,354,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、10,350,000 円、自己資金 4,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、7 人、農従者、3 人、経営地、計 828,785 m²、家畜、牛 157 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、58 ページのとおりです。57 ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 64,183 m²。利用目的、牧草畑、他 3 筆、計 172,301 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、12,121,000 円。6、資金調達方法。ステップアップローン、12,000,000 円、自己資金 121,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、3 人、農従者、3 人、経営地、計 877,410 m²、家畜、牛 97 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、58 ページのとおりです。この 4 件につきましては、令和元年度の保有合理化事業において、北海道農業公社が買い入れた農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび 5 年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(5) から (14) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(15) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第91号(15)について、説明いたします。59ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,687㎡、他5筆、計115,539㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,698,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、6,600,000円、自己資金98,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、経営地、計334,907㎡、家畜、牛141頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、60ページのとおりです。この案件につきましては、令和元年度の保有合理化事業において、北海道農業公社が買い入れした農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび5年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(15) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 8、議案第 9 2 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第 9 2 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。62 ページをお開きください。令和 6 年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、以上 1 件からの提出がありました。令和 6 年 1 2 月 4 日に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
これをもちまして、第 1 8 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 1 4 時 1 4 分)